

# 株式会社マツヤデンキに対する買取決定について

平成15年12月1日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構は、下記の対象事業者について、平成15年9月26日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「機構法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行っていましたが、現在民事再生手続の中で進められている対象事業者の営業譲渡が裁判所によって許可されることを前提として、機構法第25条第1項に規定する買取決定を行いました（下記の対象事業者については、機構法による手続上は、関係金融機関等からの申込みを受けたことによって、買取決定を行うための要件を満たしていると判断しましたが、買取決定の効力は裁判所の許可を待って生じることになります。）

本件において、「買取決定」とは、関係金融機関等と機構の間で、下記 または のいずれかについての合意が整い、対象事業者の営業譲渡後の事業再生計画が予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定をいいます。

関係金融機関等から機構への時価での債権の売却

対象事業者の営業譲渡先である新会社に債権が承継されることに対する、関係金融機関等の同意

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社マツヤデンキ

## 2. 買取決定に係る金額等

対象事業者から新会社に引き継がれる別除権付債権の元本総額

3,616 百万円 (A)

うち買取り (上記 ) に係る債権の元本額 2,243 百万円 (B)

うち同意 (上記 ) に係る債権の元本額 1,372 百万円 (A - B)

上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

## 3. 主務大臣の意見

意見なし

## 4. 金融支援額

本件は、民事再生手続をベースとしたスキームであるため、機構の他の案件における「金融支援」とは異なり、債権者である関係金融機関の負担額（債権

の簿価 - 弁済額)は、民事再生手続において確定することとなります(現時点では確定できません)。

5. 今後の予定

今後、旧会社から新会社への営業譲渡に必要な手続きが行われ、新会社において事業再生が行われることとなります。

6. 一般の債権の取扱い

一般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったことを意味するものです。

対象事業者は、民事再生手続を遂行中ですので、一般の債権(関係金融機関等が保有し、買取決定の対象となった債権以外の債権)については、全額または一部の弁済など、民事再生手続に従って取り扱われることとなります。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437